

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①現状（立地）

古河市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置（東経 139 度 45 分、北緯 36 度 10 分、東西 16.06km、南北 12.58km）し、西側は埼玉県、北側は栃木県、東側は結城市及び八千代町、南側は坂東市、五霞町及び境町に接している。市内には J R 宇都宮線古河駅があり、東京都心まで約 1 時間の距離という地理的条件に加え、国道 4 号、新 4 号国道や国道 125 号、354 号などの広域的道路が東西南北に走り、交通の利便性を高めている。

当会の管轄する地域の総面積は 102.58 k m²（古河市全体総面積 123.58 k m²、標高 10～25m）の概して平坦な地形である。台地は洪積層、低地は利根川、渡良瀬川沿岸の沖積地層で往時は湿地又は沼地として占めていたが、ほとんどが埋め立てられ、水田又は住宅地として利用されている。

②想定される地域の災害リスク

（洪水：ハザードマップ）

利根川流域の平均降雨量が 491mm（3 日間）の最大規模で想定された当市のハザードマップによると、当会の本所（総和事務所）が立地する地域においては 0.5m～3.0m 未満の浸水が予想されているほか、利根川に近い地域では 5.0m～10.0m 未満と 2 階の天井以上まで浸水すると予想されており、また地域の雇用と経済を支えている大規模工業団地（北利根工業団地）周辺では最大 5m の浸水被害が想定されている。

一方、当会の支所（三和事務所）が立地する地域においては、想定最大規模であっても浸水被害はないと予想されている。

【これまでの被災履歴】

最近利根川の氾濫による大きな災害はほとんどなくなったが、宅地化や道路環境の変化により中小河川の溢水・越水等が目立っている。特に平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、人的被害を含め、半壊、床下浸水、道路冠水通行止などの被害が発生している。

（土砂災害：ハザードマップ）

茨城県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の一覧によると、市内で傾斜地危険箇所指定された箇所があることから、大雨などにより土砂災害が想定される。

（地震：J - SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で高い確率で発生すると言われている。特に、国（内閣府）が設定した都直下の M7 クラスの地震で、古河市に影響を与えるとされる地震のうち、最も大きな被害が想定されているのが茨城・埼玉県境地震である。

茨城・埼玉県境地震による古河市における想定震度及び想定被害

		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
最大震度		6 強		
建物被害 [棟]	全壊・焼失	895 棟	382 棟	951 棟
	半壊	3,636 棟	3,636 棟	3,636 棟
人的被害 [人]	死傷者数	24 人	13 人	19 人
	負傷者数(うち重傷者数)	590 人(37 人)	343 人(26 人)	438 人(35 人)
ライフライン被害	電力(停電率)	92%		
	上水道(断水率)	96%		
	下水道(機能支障率)	92%		
	固定電話(不通回線率)	92%		
避難者 [人]	当日	9,098 人	8,122 人	9,206 人
	1 週間後	13,367 人	12,423 人	13,471 人
	1 ヶ月後	8,129 人	7,145 人	8,238 人
災害廃棄物 [ト]	災害廃棄物量	171,856 ト		

出典：古河市地域防災計画（資料編）

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

感染症の場合、自然災害と違い全業種が即時事業停止に陥ることはなく、時間差で事業継続に影響がでてくる。飲食店の場合は、休業要請に伴う休業や時短営業による影響、また小売・サービス業を含めて外出自粛による消費力低下により売上が急減する。

製造業や建設業においては、海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注の停止や着工遅延やキャンセルなどの影響がでる。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 3,340人
- ・小規模事業者数 2,626人

当会管轄内事業所数及び構成比			
	H26経済センサス		備考 (事業所の立地状況等)
	事業所数	構成比	
建設業	775	23.2%	全業種とも市内全域に広く分散している。
製造業	580	17.4%	
卸売業、小売業	755	22.6%	
サービス業	1,230	36.8%	
合計	3,340	100.0%	
うち小規模事業者数	2,626		

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定、古河市防災会議による防災計画の推進
- ・災害時相互応援協定、災害時協力協定の締結
- ・防災協力事業所の登録
- ・防災無線等による情報伝達体制の構築
- ・避難所・避難場所・さいごの逃げ込み施設の指定
- ・地域防災訓練等の実施
- ・自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした出前講座の開催
- ・古河市洪水ハザードマップ・ガイドブックの作成/配布
- ・古河市自主防災組織活動補助金交付要綱に基づく助成
- ・古河市防災士資格取得補助金交付要綱に基づく助成

<感染症対策関係>

- ・「古河市新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施
- ・古河市新型コロナウイルス感染症に伴う事業者支援策
 - (1) 中小企業事業継続応援貸付金（県事業）への協力
 - (2) 緊急事業者支援給付金事業
古河市緊急事業者支援給付金
 - (3) 中小企業等補助事業
古河市小規模事業者持続化補助金
新型コロナウイルス感染症対策活動支援補助金
 - (4) 中小企業事業資金融資利子及び保証料補給金の拡充
 - (5) プレミアム付商品券事業
 - (6) 出前・テイクアウト推進事業
古河市出前・テイクアウト推進事業費補助金
 - (7) 中小企業等感染防止対策推進事業
古河市中心小企業等感染防止対策補助金
 - (8) バス・タクシー事業者感染防止対策推進事業
古河市バス・タクシー事業者感染症対策補助金
 - (9) テイクアウト冊子の発行
 - (10) 備蓄等のマスク配布
医療機関
介護サービス事業者
理美容業組合
 - (11) 水道料金（基本料金）の全額免除

2) 当会の取組

(自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策（税制優遇等）の周知
- ・事業者BCP策定セミナーと個別相談会の開催

- ・リスク管理の啓発チラシを商工会の事業説明会や加入時、巡回・窓口指導時に配布し、制度説明を行い提携損害保険会社への加入促進を実施
- ・国や県、市の依頼に基づき被害状況や事業活動への影響調査を実施
- ・市のハザードマップを来館者がパンフレットなどを手に取るコーナーに常備
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯等）を備蓄

(感染症)

【相談窓口の開設】

資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し休日での相談対応を行っている。

【緊急融資相談会】

同感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、日本政策金融公庫とともに融資相談会を開催。

【影響調査の実施】

全会員を対象に、同感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を実施。

【事業活動継続のための支援】

市に対して、補助金制度の創設や飲食店応援事業の要望書を提出

II 課題

(商工会の課題)

現状では、市と当会における災害時の取組は、「古河市地域防災計画」に①被害調査及び応急対策の協力、②被災業者の相談及び指導、③救助用物資及び復旧資材の確保協力と規定されているが、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアル、また休日や夜間時の職員の出勤、2つある事務所の活用方法など内部体制が整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、感染症対策において、感染防止対策やコロナ禍における事業継続のための支援策の活用などの情報の周知・徹底を図る必要がある。

さらには、自然災害や新型コロナウイルスへの対応経験が少ないこともあり、事前対策や発災後の事業継続のための支援ノウハウをもっている職員が不足していることも課題としてあげられる。

(管内事業者の課題)

事業者は、災害リスクの高まりを十分認識してはいるものの、いつ発生するかわからない災害に対して、対策を講じる優先順位が低く、販路開拓などの事業の維持・成長に重きをおいている現状であるため、BCPや事業継続力強化計画の策定がすすんでいない。

また、特に自然災害に対しては当会の周知徹底が十分でないことも、事業者の認識不足につながっている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、直接的な被害を受けなくても事業継続が困難になる実体験をしたことにより、自然災害を含め災害リスクに対応しなくてはならないという意識が向上している。

Ⅲ 目標

(自然災害・感染症共通)

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 5社/年（経営指導員1人あたり1件）
 - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

(自然災害)

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・自然災害に対しては、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(感染症)

- ・感染症に対しては、発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・国内外の発生状況に応じて、行政（国・県・市）や全国商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・当会内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～ 令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

多発する自然災害や感染症など、さまざまな経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

市と連携し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや個別相談会の開催、行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・支援ツールとして、全国商工会連合会が東京海上日動火災保険と提携して作成した、アンケート形式でBCPの必要性を理解しつつ策定できるヒアリングシートを活用する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成・更新・見直し

当会は、令和2年度に事業継続計画（BCP）を作成し、毎年4月に更新、経営環境に変化があった場合は適宜更新する。（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 損害保険会社等を通じ、市内事業者も対象とした普及啓発セミナーや損害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等について連携して実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 事業者BCP(事業継続力強化計画等)策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・ 地域経済活性化事業運営委員会(構成員:当会、当市、専門家)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・ 自然災害(震度6強の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(例:被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当市と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

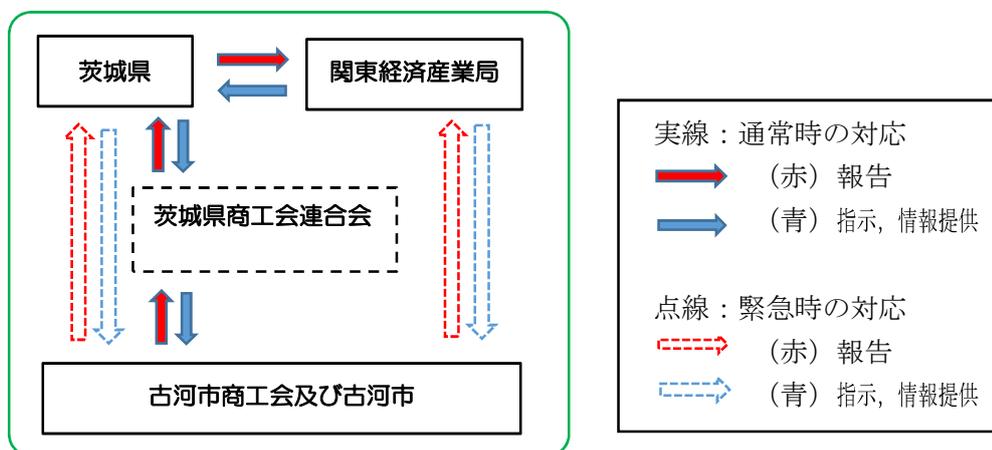
4) 被害情報の報告

- ・当市と当会とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式)

産業規格越境自治体の被害状況

自治体名 〒番号 電話番号											
◎被災自治体ごとの被害状況 1. 被害概要	2. 被害概要	3. 被害概要									
◎被災自治体の被害状況(自治体別)を記載する(自治体別)											
No.	自治体名	被害概要 1. 被害概要 2. 被害概要 3. 被害概要	被害概要 4. 被害概要 5. 被害概要	被害概要 6. 被害概要 7. 被害概要	被害概要 8. 被害概要 9. 被害概要	被害概要 10. 被害概要 11. 被害概要	被害概要 12. 被害概要 13. 被害概要	被害概要 14. 被害概要 15. 被害概要	被害概要 16. 被害概要 17. 被害概要	被害概要 18. 被害概要 19. 被害概要	被害概要 20. 被害概要 21. 被害概要
計											

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、古河市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

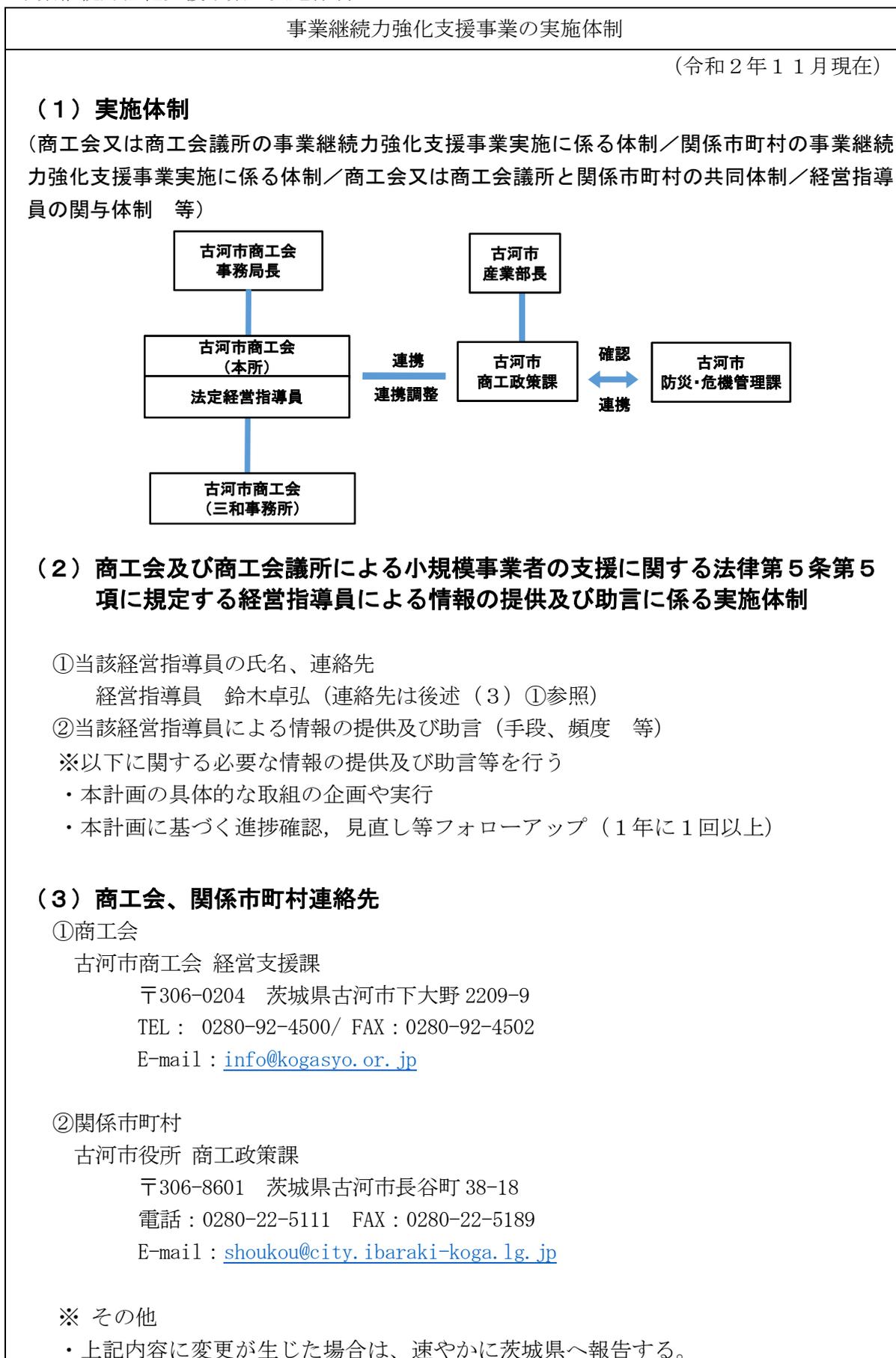
- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・ 専門家派遣費 (集団・個別)	300	300	300	300	300
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、古河市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等